

社会福祉法人けやき福祉会 評議員の報酬等の支給の基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人けやき福祉会（以下「本法人」という。）定款第8条の規程に基づき、本法人の評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 評議員に対しては、職務執行の対価として、第3条のとおり報酬を支給するものとする。

(報酬の額)

第3条 評議員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。。

(費 用)

第5条 評議員が職務の遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第6条 本法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

1. この基準は、平成29年7月23日から施行する。
2. この基準は、平成30年4月1日から施行する。
3. この基準は、平成31年4月1日から施行する。
4. この基準は、令和2年6月26日から施行する。
5. この基準は、令和3年6月3日から施行する。

(1) 但し、令和3年度は、評議員の報酬は、支給しないものとする。